

専 決 処 分

補正予算書及び補正予算説明書

令和2年5月

倉 吉 市



目 次

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） ----- 1



議案第53号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分する。

令和2年5月22日

倉吉市長 石田 耕太郎

令和2年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度倉吉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,191,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		961,629	△60,000	901,629
	1. 国民健康保険料	961,629	△60,000	901,629
6. 繰入金		550,784	90,000	640,784
	2. 基金繰入金	67,000	90,000	157,000
歳入合計		5,161,907	30,000	5,191,907

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		179,525	30,000	209,525
	1. 総務管理費	179,525	30,000	209,525
歳出	合計	5,161,907	30,000	5,191,907

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	961,629	△60,000	901,629
6. 繰入金	550,784	90,000	640,784
歳入合計	5,161,907	30,000	5,191,907

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	179,525	30,000	209,525				30,000
歳出合計	5,161,907	30,000	5,191,907				30,000

## 2. 歳入

(款) 1. 国民健康保険料

(項) 1. 国民健康保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般被保険者国民健康保険料	961,472	△60,000	901,472	1. 医療給付費分普通徴収現年分	△60,000	医療給付費分普通徴収現年分 △60,000
計	961,629	△60,000	901,629			

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	67,000	90,000	157,000	1. 財政調整基金繰入金	90,000	財政調整基金繰入金 90,000
計	67,000	90,000	157,000			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	179,525	30,000	209,525				30,000	22. 償還金利子及び割引料	30,000	還付金 30,000 還付金 30,000
計	179,525	30,000	209,525				30,000			